

商圏拡大・需要獲得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、商圏拡大・需要獲得支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に規定するとおりとする。

(1)「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する鳥取県内の商工会議所をいう。

(2)「商工会連合会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する都道府県商工会連合会であって、鳥取県の区域をその地区とするものをいう。

(3)「中央会」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する都道府県中小企業団体中央会であって、鳥取県の区域をその地区とするものをいう。

(4)「商工団体」とは、前3号のことをいう。

(5)「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。

(6)「組合」とは、次に掲げるものをいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ウ その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者

(7)「組合等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 前号に掲げる組合

イ 共同出資会社（会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（既存の有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社で、3名以上の中小企業者が出資する中小企業者であって、その総出資額の3分の2以上を構成員たる中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするものをいう。）

ウ 任意グループ（組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり、組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、複数の企業で構成（全体の3分の2以上が中小企業者であること）し、構成員たる中小企業者の利益となる事業を行うものをいう。）

エ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合であって、その総出資額の3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業を行うもの

(8)「県内事業者」とは、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）（以下「産業振興条例」という。）第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。

(交付目的)

第3条 この補助金は、県内事業者が実施する、商圏拡大、需要獲得等に資する取組に要する経費を助成し、もって県内事業者の経営力強化を図ることを目的とする。

2 本補助金で対象とする業種は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における、以下に掲げる業種とする。

- (1) 製造業
- (2) 情報通信業
- (3) 運輸業
- (4) 卸売業
- (5) 小売業
- (6) 宿泊業
- (7) 飲食サービス業
- (8) 生活関連サービス業
- (9) 複合サービス事業
- (10) サービス業（他に分類されないもの）

（補助金の交付）

第 4 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表 1 の第 1 欄に掲げる事業（以下この要綱において「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 前項に係る補助金の額は、同表の第 3 欄に掲げる額とする。なお、同欄の「補助対象経費の額」とは、補助事業に要する別表 2 に掲げる経費（以下この要綱において「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。
- 3 産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内事業者が実施したものに限り、ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

（実施期間）

第 5 条 本事業の実施期間は別表 1 の第 4 欄に掲げるとおりとする。

（事業計画書の提出）

第 6 条 本補助金による事業を実施する場合は、事前に事業内容及び所要経費を明らかにした事業計画書（様式第 1 号）を県に提出するものとする。

- 2 前項の事業計画書は、複数年度をかけてその目的を達成する事業の場合は、その全体について記載するものとする。
- 3 商工労働部長は、前 2 項による事業計画書を確認した上で、採択の可否を通知するものとし、採択となったものについては、規則第 5 条の申請書の提出を求めるものとする。

（交付申請の時期等）

第 7 条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある、事業計画の大幅な変更

(3) 本補助事業の中止及び廃止

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事から返還請求があったときは、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況報告の時期等)

第12条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年

大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間 (同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間) とする。

- 2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 第 8 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(雑則)

第 1 4 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から施行し、平成 25 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 28 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付した本補助金については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付した本補助金については、なお、従前の例によるものとする。

別表1（第4条第1項、第2項、第5条関連）

1 補助対象事業	2 事業実施主体	3 補助金の額	4 実施期間
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条に規定する経営力向上計画の認定に向けた県外・海外への商圏拡大及び需要獲得のための事前調査・検討を実施する事業	県内事業者で、単独企業（中小企業者に限る）または構成員に県内事業者を含む組合等	100万円を上限として、補助対象経費の額に1/2を乗じて得た額（海外展開に係る取組は2/3を乗じて得た額とする）	12ヶ月以内

※組合等については、以下の条件を満たすこと。

- 1 構成する事業者のうち3分の2以上が第3条第2項に掲げる業種であって、行おうとする取組（事業）が同項に掲げる業種であること。
- 2 規約等を整備していること。

別表2（第4条第2項関連）

経費区分	内容
市場調査費	市場・競争環境の調査を行うために調査会社等に委託する経費ただし、補助対象経費全体の1/2以内とする。
専門家謝金	事業実施に係る助言を受けるために招聘する外部専門家への謝金、人材育成にかかる講師謝金等の経費
マーケティング関連経費	展示会出展等に係る経費、販売促進に係る経費、ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂、広告掲載に要する経費等
旅費交通費	事業実施に必要な職員、及び外部専門家等の移動、宿泊等に要する経費（日当含む）
その他経費	事業実施にあたり付随的に支出する、事務消耗品費、印刷製本費、運賃、通信費、会場借料、雑役務費等

平成〇〇年度商圏拡大・需要獲得支援事業 事業計画書（事前提出用）

1 事業の概要

事業実施主体	（企業名、住所、代表者、連絡先、担当者氏名を記載。複数者による任意グループの場合、並べて記載し、代表企業を先頭とすること）
事業の名称	
事業実施期間	予定する期間を記載して下さい。
事業総額	事業総額を記載して下さい。
事業目的、事業内容	
※事業目的・内容の他、事業の狙い、対象とする（想定する）ターゲット、目指している生産性向上の内容等を記載して下さい。	

様式第1号（第6条関係）

見込まれる効果及び数値目標 ^{※1}																																																															
事業実施後3年間の 想定利益 ^{※2}	千円	想定利益／事業費 ^{※3}																																																													
<p>※1 経営力向上の目標・経営の向上の程度を示す指標について、可能であれば記載して下さい。事業実施後3年間の想定利益・売上高・経常利益・付加価値額、想定利益／事業費は記載がなくても構いません。</p> <p>※2 想定利益は、売上総利益（下記表③の1～3年後の合計額）</p> <p>※3 想定利益／事業費（1ページ目の「事業総額」）>1となるような事業として下さい。</p> <p>上記の数字の根拠等を記載して下さい。（事業を行うことで予想される効果等）</p> <p>○事業実施により予想される効果 （商圏拡大による売上増、経費削減効果、その他経営に対する波及効果 等）</p> <p>○上記金額、数値の根拠、計算方法等</p> <p>想定される3年後の売上高、経常利益、付加価値額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="width: 15%;">直近期末</th> <th style="width: 15%;">1年後</th> <th style="width: 15%;">2年後</th> <th style="width: 15%;">3年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①売上高</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②売上原価</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③売上総利益（①－②）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④販売費及び一般管理費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤営業利益</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑥営業外費用</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑦経常利益（⑤－⑥）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑧人件費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑨減価償却費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑩付加価値額（⑤＋⑧＋⑨）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑪従業員数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					直近期末	1年後	2年後	3年後	①売上高					②売上原価					③売上総利益（①－②）					④販売費及び一般管理費					⑤営業利益					⑥営業外費用					⑦経常利益（⑤－⑥）					⑧人件費					⑨減価償却費					⑩付加価値額（⑤＋⑧＋⑨）					⑪従業員数				
	直近期末	1年後	2年後	3年後																																																											
①売上高																																																															
②売上原価																																																															
③売上総利益（①－②）																																																															
④販売費及び一般管理費																																																															
⑤営業利益																																																															
⑥営業外費用																																																															
⑦経常利益（⑤－⑥）																																																															
⑧人件費																																																															
⑨減価償却費																																																															
⑩付加価値額（⑤＋⑧＋⑨）																																																															
⑪従業員数																																																															

2 実施スケジュール

年月	内容

3 事業費

（単位：円）

年度	科目	経費	積算
計			

（1～3共通）

※別途参考となる資料等がある場合は、欄内にその旨記載の上、資料を添付してください。

平成〇〇年度商圏拡大・需要獲得支援事業
実施計画（実施報告）書

1 事業計画（実績報告）書

事業実施者の名称	（企業名、住所、代表者、連絡先、担当者氏名を記載。複数者による任意グループの場合、並べて記載し、代表企業を先頭とすること）
事業の名称	
事業実施期間	予定する期間を記載して下さい。
事業目的、計画内容（実績報告内容）	
見込まれる効果及び数値目標（実施結果及び数値実績）	
※事業計画書に記載した内容を転記すること。 ※実績報告では、参加者数、売上、経費削減効果等の数値を含めて報告して下さい。本事業の結果、どのように経営力向上計画策定に取り組むか、今後どの程度経営力向上が見込まれるかを記載して下さい。	
県外発注理由	（補助対象経費について、県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合は、その経費及び理由を記載すること。）

2 収支予算（決算）書

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	金額	摘要
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	補助対象経費	摘要
計		

※摘要欄には積算等を明記すること。

消費税の取扱い（いずれかに○） 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

本事業以外の補助金等による実施計画、状況等

補助事業等の 名称	総事業費（円）					備考
	鳥取県	国	市町村	その他	事業者	
合計						

※補助金等を受けている場合、当該補助金にかかる問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を備考欄に記載すること。

平成 年 月 日

様

鳥取県知事 印

平成〇〇年度商圈拡大・需要獲得支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった商圈拡大・需要獲得支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの金額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、商圈拡大・需要獲得支援事業補助金交付要綱（平成26年2月28日付第201300177101号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 財産の処分制限

規則第25条第2項第4号の財産は、・・・・・・・・とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

〇〇〇〇 印

平成〇〇年度商圏拡大・需要獲得支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付第 号で交付決定のあった平成 年度商圏拡大・需要獲得支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、商圏拡大・需要獲得支援事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|---|------|
| 1 | 本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額） | 金 | 円(a) |
| 2 | 確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円(b) |
| 3 | 実績報告控除税額 | 金 | 円(c) |
| 4 | 確定した控除税額 | 金 | 円(d) |
| 5 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

※ $(d) - (c) > 0$ の場合、 $((d) - (c)) \times (a) / (b)$

(注) 積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

〇〇〇〇

印

平成〇〇年度商圈拡大・需要獲得支援事業補助金進捗状況報告書

平成 年 月 日付第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に係る平成 年3月31日現在の遂行状況について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号）第17条第3項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

事業計画名	〇〇
事業担当者の職氏名 及び連絡先	
事業内容	(1) 実施内容 (2) 事業成果（目標達成状況等） (3) 今後の予定

2 予算の執行状況

(単位：円)

交付決定	算定基準額	交付決定額
前年度までの実績		
本年度実績 (～3月31日)		
今後の執行見込み		

(添付書類) 収支決算書